

あなたの介護サービスを確認してください

この度送付する「介護給付費通知書」は、あなたが利用した介護サービスの内容や費用についてお知らせするものです。お手持ちの領収書やサービス利用票と通知書の記載内容を見比べていただき、ご自分の利用したサービス内容や回数等に誤りがないかをご確認ください。

この「介護給付費通知書」の送付は、今回をもって終了します。



この通知書は 請求書ではありません！
何か手続きやお金を支払う必要はありません。

◎介護給付費通知書の見方

あなたの 令和5年7月 ~ 令和5年12月における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

××× ~ ×××

※これは見本です

その月に利用したサービスの内訳です。

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

サービス月	サービス事業所	サービス種類 / サービス略称	サービス日数/回数	利用者負担額合計額 (円)	サービス費用合計額 (円)
○年 ○月	ヘルパーステーション○○	身体介護2	15		
	ヘルパーステーション○○	身体1生活2	4		
	ヘルパーステーション○○	訪問介護処遇改善加算1	1		
	ヘルパーステーション○○	訪問介護	19	7,619	76,190
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所	居宅支援11	1		
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所	居宅介護支援			10,000
		合計		7,619	86,190
○年 ×月	ヘルパーステーション	身体介護	17		
	ヘルパーステーション	身体1生活	4		
	ヘルパーステーション	訪問介護	22		

その月の事業者ごとの利用実績です。

その月にあなたが支払った金額です。利用料の軽減を受けている方は、実際の支払額と異なる場合があります。

その月の介護サービスの総額です。この場合、総額86,190円のうち、利用者から7,619円、保険から78,571円(86,190円-7,619円)支払われています。

システムの都合上、2枚目以降にお名前が印字されない場合がございます。あらかじめご了承ください。

「介護給付費通知書」は、確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際、医療費控除証明書としての使用はできません。

裏面にQ&Aとお問い合わせ先が記載されていますのでご覧ください。

介護給付費通知書に関するQ&A

【質問1】「介護給付費通知書」とは何ですか？

【回答1】 この通知は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするため、介護サービスを利用している方全員に送るものです。みなさまにサービスの内容を確認していただき、介護保険の適正化を図ることを目的としています。 ※領収書や請求書ではありません。

【質問2】 何のデータを元に作ったのですか？

【回答2】 この通知は、サービスを利用した介護保険事業所からの請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合には記載しておりません。また、住宅改修費や福祉用具購入費等の償還払い分は含まれておりません。

【質問3】 確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際の添付資料として利用できますか？

【回答3】 添付資料として利用することはできません。

給付費通知は、介護サービスの利用を確認していただくための書類であるため、それ以外の目的で使用することはできません。また、医療費控除の添付書類として利用することもできません。

【質問4】 通知の中の利用者負担額が、事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？

【回答4】 この通知の中の利用者負担額には、介護保険や第1号事業の給付外のもの（通所サービスでの食費など）は含まれておりませんので、実際に支払った額と一致しないことがあります。

【質問5】 「居宅介護支援」「予防支援」「介護予防ケアマネ」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか？

【回答5】 「居宅介護支援」「予防支援」「介護予防ケアマネ」のサービスは、利用者負担額が0円になっています。これらのサービスは、サービス計画を立てるなどケアマネジャー業務に対する報酬です。この報酬に自己負担額はありますが、介護保険等から給付されているのでお知らせしています。

【質問6】 利用した覚えのないサービスが記載されているときはどのようにしたらよいですか？

【回答6】 まず、サービス計画を作成しているケアマネジャーや記載されている事業所に確認してください。それでもなお、利用の事実がない場合は、お問い合わせ先の市役所介護保険課へご連絡ください。

【質問7】 なぜ今回をもって「介護給付費通知書」の送付を終了するのですか？

【回答7】 介護給付費通知書は、介護サービスが適切に利用されることを目的に、市町村が実施すべき「介護給付適正化事業」として国が定めた取組でしたが、この度、国では効果的・効率的に事業を実施するための見直しが行われ、介護給付費通知書は介護給付適正化の主要事業から外れることとなりました。

これを受け、本市においても介護給付費通知書の送付を終了します。なお、介護給付適正化のためのレセプトの点検やケアプランの検証等の取組は、今後も継続して実施します。

お問い合わせは・・・

旭川市 福祉保険部 介護保険課 管理給付係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階 電話 (0166)25-6485